

**地方公共団体のスーパーシティ提案についての  
国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（北九州市）  
（議事要旨）**

---

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月20日（木）15:35～16:09
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜自治体等＞

大庭 千賀子	北九州市企画調整局長
森川 洋一	北九州市企画調整局地方創生推進室長
渡辺 学	北九州市企画調整局地方創生推進室特区担当課長
小濱 隼人	北九州市企画調整局地方創生推進室特区担当係長
佐藤 孝徳	北九州市企画調整局地方創生推進室特区先端技術担当係長
松井 英章	デジタルグリッド株式会社取締役

＜国家戦略特区ワーキンググループ委員＞

座長代理 原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員 秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー
委員 阿曾沼 元博	医療法人社団滉志会社員・理事
委員 落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

＜情報・デジタル、個人情報保護の専門家＞

平本 健二	内閣官房政府CIO上席補佐官（スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）
-------	---

＜内閣府地方創生推進事務局＞

山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
佐藤 朋哉	内閣府地方創生推進事務局審議官
喜多 功彦	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）提案内容の説明
  - （2）質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

これより北九州市から、スーパーシティ提案のヒアリングを実施します。

まずは自治体より提案内容について10分程度で御説明いただき、その後、質疑応答を全体で40分程度予定しております。

質疑応答の際の司会は、原先生、よろしくお願いいたします。

それでは、自治体より提案内容の御説明をよろしくお願いいたします。

○大庭局長 私、北九州市の企画調整局長、大庭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

時間が限られておりますので、早速、北九州市の提案について、資料を基に御説明いたします。

本市はこれまでも構造改革特区から国家戦略特区まで、様々な特区制度を活用させていただき、産学官の連携によって地域の産業振興などに取り組んでまいりました。

今回提案しております東田地区は、構造改革特区によって産業圏と生活圏がエネルギーシェアを行っている低炭素のまちであり、また、官営八幡製鐵所がございまして、日本の近代産業の発祥の地でございます。ここを中心に環境とデジタルを主要な柱とする、本市スーパーシティ構想を提案させていただきます。

2 ページ目は、東田地区の概要ですが、省略させていただきます。

3 ページをお願いいたします。基本方針についてでございます。本市は国からSDGs未来都市にも選定されておりまして、SDGsを推進することで、真の豊かさを実感できるグリーン成長都市の実現を目指しております。

スーパーシティ構想でも、環境、経済、社会の三つの側面でそれぞれ目指すまちの姿を掲げ、本市の強みである強固な産学官の連携によって取り組んでまいります。

4 ページをお願いいたします。ものづくりのまちとして栄えてきた本市は、高度経済成長期の公害など、様々な困難にも遭遇してまいりましたが、そのたびに産学官が一体となってそれを乗り越え、その過程で技術、人材、ノウハウなどの地域資源が蓄積され、今では環境のまちとして高い評価をいただいております。

5 ページをお願いいたします。本市の構想の二つの柱のうちの一つ、環境インフラについてです。東田地区は、製鉄所内の天然ガスコジェネ発電所から自営線で電気が供給されるまちで、熱は工場で利用することで、低炭素なまちを実現しております。

また、国から採択され実施いたしましたスマートコミュニティ創造事業によって、再エネ設備が集積しており、世界でも類を見ないまち中の水素パイプラインや燃料電池が整備されております。

さらに来年開業予定のイオングループのアウトレットモールや本市の公共施設につきましては、再エネ100%を目指しております。

こうした取組と連携いたしまして、資料の下にあるようなプログラムに取り組むことで、低・脱炭素社会の加速化に向けて、新たなサービス提供や仕組み、技術を確立してまいり

ます。

6 ページをお願いいたします。次にもう一つの柱、デジタル技術のインフラについてでございます。

現在、東田地区では、NTTドコモによる5Gエリア化計画が進行中です。

また、地元企業のゼンリンによる3Dマップも利用可能となっております。

これらのデジタルインフラを活用して、資料下段の様々な先端技術の実証・実装、高付加価値サービスの提供を行ってまいります。

7 ページをお願いいたします。今回の提案では、延べ78の企業・研究機関と30のプロジェクトに取り組んでまいります。この中でも主なデータ連携先端サービスは、ここに示しております六つでございます。

各サービスから得られるビッグデータは、データ連携基盤に集約して、施設や交通の混雑状況など、まちの現在を見える化し、さらに人工知能を使ってまちの未来を予測して、住民や来訪者の利便性の向上、課題解決などにつなげてまいります。

8 ページをお願いいたします。市民に見える形でこの地区を自動運転、ドローン、水素エネルギー、ロボットの実証・実装フィールドとして提供し、先端ビジネスの創出につなげていく予定としております。

特に左下に記述しております水素エネルギー分野においては、新たに再エネによる水の電気分解で製造したCO<sub>2</sub>フリー水素を東田地区の水素パイプラインに注入して、エリア内の施設で利用する実証事業も行います。

9 ページをお願いします。ここからは主要プロジェクトについて、少し詳しく紹介してまいります。

再エネ電力・CO<sub>2</sub>排出削減量の取引プラットフォームの1件目、P2Pによる再エネ電力の地産地消取引についてでございます。

現在、電力契約は小売電気事業者が提供する契約プランから選択することになっており、個別に電力供給元を選択することはできない仕組みとなっております。

本市では、電力の需給者間の相対取引、いわゆるP2P取引を可能とする、人工知能を活用したプラットフォームを導入し、FITが終了した太陽光発電などに、再エネ電力を売手に高く、買手に安く取引できる電気の地産地消の仕組みを実証・実装してまいります。

また、資料の右下に記載してあるように、蓄電性能や安全性が高い次世代水系蓄電池の技術実証にも取り組みます。

10ページをお願いいたします。9 ページで御説明いたしました、P2Pによる再エネ電力を売手に高く、買手に安く取引する仕組みの補足でございます。

上段は一般的な仕組みで、需要家が設置する太陽光発電の余剰電力は、今年度であれば1キロワットアワー当たり19円で電力会社に売電できますが、FIT終了後は売電価格は6円から7円となります。

一方、下段でございますが、P2P取引プラットフォームでは、AIで電力需給管理を行うた

め、固定費のカットが可能となります。そのため、実際は相対契約で価格が決定されることとなりますが、例えば買手が、通常、高価な再エネ電力を一般的な電力価格で買う場合、売手は1キロワットアワー当たり11円で売電できます。これによりまして、将来的にはFITに頼らず再エネを拡大させ、脱炭素社会の実現を目指したいと考えております。

11ページをお願いいたします。次にP2PによるCO<sub>2</sub>排出削減量の地産地消取引についてです。

企業が事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量ゼロを目指すに当たり、省エネ電力の導入など、自社の取組だけでは目標を達成できない場合、他社によるCO<sub>2</sub>排出削減量をクレジットとして購入する制度がございます。ただ、現実的には、家庭、事業所における太陽光発電の自家消費に伴うCO<sub>2</sub>排出削減量は、ほとんど証書化されておられません。IoT機器を活用することにより、効率的に自家消費分のCO<sub>2</sub>排出削減量を証書化することを計画しております。

デジタルグリッド社が構築中のプラットフォームを活用することで、自家消費分のCO<sub>2</sub>排出削減量を有効に活用したい方と、RE100を早期に実現したい企業との間の取引の仕組みを実証・実装し、企業の脱炭素化を加速させてまいります。

そのため、J-クレジット制度で、太陽光発電設備設置から2年を超えても証書化の対象とすること、また、グリーン電力証書制度でパワーコンディショナーの計測値の利用も可能とできるよう、規制改革をお願いしたいと思っております。

12ページをお願いいたします。次にスマートごみ収集についてです。

IoTごみ収集車を導入し、まずは区内の商業施設等を対象として、廃棄物の収集運搬に関するIoTデータをリアルタイムで取得し、ごみ処理の信頼性向上、マニフェスト交付の自動化、地区のごみ発生量やリサイクル率の見える化、こうしたことに取組み、本市のエコタウン事業と連携して、資源循環型都市づくりを加速したいと考えております。

一方で、事務の効率化を目指して、電子マニフェストの現場登録支援機能を利用する場合、現状では排出事業者と運搬事業者が現場立会することが基本となっております。現場の作業効率性のさらなる向上とデジタル技術を最大限生かすためにも、現場立会を不要とする規制改革をぜひお願いいたします。

13ページをお願いいたします。ここからは、電気配線を情報配線として利用する高速PLCの規制改革に関するプロジェクトを御説明いたします。

高速PLCを活用してネットワークを構築する場合、最初に必要となるLANケーブルの敷設は不要となります。しかし、高速PLCは電波障害の観点から電波法の規制を受けており、現行法では東田地区のような自営送配電網では屋内であっても利用ができないため、これを可能とする規制改革をお願いいたします。この規制改革が実現できれば、高速PLC等を活用して、IoT通信環境を向上させることで、AR・VR展示、混雑状況の感知など、事業者の利便性や満足度を向上させるとともに、バックヤードでの作業効率化などが可能になると考えております。

14ページをお願いいたします。高速PLCに関する2点目です。インフラ点検ロボットにつ

いては、配管内や水中では無線通信が利用できないため、有線によるロボットの開発・実証に取り組んでおります。しかし、現状の電波法では、高速PLC機器は屋外では使用できないことになっております。これが屋外でも活用できるようになると、本市で深刻化している老朽インフラの点検を様々なロボットを活用して、効率的に行うことができるようになります。ぜひとも規制改革をお願いいたします。

この提案は、令和元年に国家戦略特区でも提案しておりますが、いまだ実現しておらず、今回スーパーシティ構想において、再度提案させていただいているものでございます。

15ページをお願いいたします。次はダイバーシティの実現に向けた取組の一つでございます。視覚障害者が安全・安心に移動できるまちを目指して、カメラ付きのスマートグラスによる歩行支援を行うシステムを実装し、次のフェーズでは、盲導犬ロボットの開発に取り組む計画でございます。

しかし、現状では、道路交通法で視覚障害者が道路を通行する際は、つえの携行または盲導犬を連れる必要があるため、自律誘導型ロボットの携行でも可能とする規制改革をお願いいたします。

以上が主要なプロジェクトの説明でございます。

今回、本市スーパーシティ構想で提案しております、参画企業等による実証・実装スケジュールは様々であるため、先ほど説明いたしました規制改革案は、現時点でお願いしたいと考えているものです。今後、取組を進める中で必要となる規制改革については、随時御提案させていただきたいと思っております。

また、市長のリーダーシップの下で、オール北九州でスーパーシティ構想に取り組んでまいり所存です。ぜひ御選定いただけるように、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○原座長代理 大変ありがとうございました。

御説明はそこまででよろしいですね。

○大庭局長 はい。

○原座長代理 それでは、質問をお願いします。

手が挙がっていないようなので、その間に私から先に質問させていただきます。

一つは、先ほど令和元年に提案されたのに、まだ実現していない項目があるということでしたけれども、これは確認をして、規制改革の提案は国家戦略特区ではいつでも受けて、随時実現していくことにしておりますので、必要な項目は早急を実現をしていきたいと思っております。

私から先に二つお伺いしますが、一つは、視覚障害者の歩行の自律誘導型ロボットについての規制改革の提案をいただいておりますが、自律誘導型のロボットは、今、制約されているのでしょうか。

もう一つは、全般的な質問なのですが、北九州市さんは国家戦略特区にもなっていってらっしゃり、また、それ以外の様々なものを使ってこれまでもいろんなことを実現していってら

しゃいますが、今回、スーパーシティの枠組みで住民の合意も形成しながら、さらに大胆な規制改革を実現していくという観点で考えたときに、今、挙げていただいている中で、特にこれをやりたいということがありましたら、補足的におっしゃっていただければと思います。

○渡辺課長 1点目の視覚障害者の歩行支援のロボットについて、御回答させていただきます。今、実証実験をやる場合には、道路交通法の歩道の規制で、警察との協議を行って許可を取れば、できると考えております。ただ、実装あるいはビジネス化する場合には、先ほど申し上げたとおり、道路交通法で視覚障害者が歩行するには、杖か、あるいは盲導犬を連れる必要があるという規制がございますので、盲導犬のところを盲導犬ロボットで代替させてほしいといった提案でございます。

○森川室長 私から特に取り組みたいプロジェクトということで、御説明させていただきます。本市がこれまで取り組んできた環境エネルギー分野やものづくりのまちとしての知見やインフラなどの強みを生かしたところで、再エネ電力、CO<sub>2</sub>排出削減量のP2P取引プラットフォーム、スマートごみ収集、インフラ点検、視覚障害者歩行支援などのロボットの実証・実装を、ぜひとも規制改革を実現して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○原座長代理 ありがとうございます。

中川さんからお願いします。次に平本さん、お願いします。

○中川委員 御説明ありがとうございます。

実績がある中で、積み上げられた、現実性の高い御提案をいただいていると思っております。

分からないので教えてくださいという質問に近いのですけれども、スマートごみ収集のところで、現場立会を省略するという御提案をいただいておりますが、現場立会に意味があるとしたら、マニフェストの内容の真正性を確認するという機能だと思っております。そうだとすれば、現場で立ち会わなくても、排出者と運搬事業者がそれぞれ確認をすればいいというのが北九州市さんの主張だと思います。もしもそうだとすれば、現場立会を求めている制度は、そもそも要らない手続を求めているという御主張になるかと思っております。もしもそうでないとしたら、そうではないという御主張をしていただければいいと思うのですが、それ以外に現場立会を求めている保護法益などがあるのであれば、北九州市さんとして、どのようにそれを補っていかうと思っていらっしゃるのかということをお伺いできればと思います。

○原座長代理 お願いします。

○渡辺課長 御回答いたします。マニフェストですが、以前は紙ベースのものがメインだったのですが、最近は電子マニフェストという制度がかなり普及をしております。電子マニフェストのやり方として2種類ありまして、産業廃棄物の排出の場合、排出者が自ら電子マニフェストを登録する。排出者責任が基本となっておりますので、排出者が自ら電子

マニフェストを登録した場合は、現場立会が不要になっているようです。

ただ、現場では、収集運搬会社側が排出事業者のサポートとして現場登録支援機能、収集運搬側がマニフェストの登録を仮で行う制度もありまして、そういった場合には現場で収集運搬会社と排出事業者が立会をして、ごみの登録という最終ボタンは排出事業者が押しなさいとマニュアルに書いてありまして、趣旨としては、自分が出したごみがいつの間になくなっていくというのはよろしくないだろうということで、収集運搬者側が登録した場合には、現場立会で、最終ボタンは排出者が押しなさいという規制がかかっているようです。

確かに全く知らないうちにごみがなくなっているのは、ちょっと危ないという気もしますので、スマートフォンの機能等を使って、プッシュ型で、今、ごみを取りましたという通知をスマホに出して、承諾というボタンを押すことで、利便性を高め生産性向上を図っていきたいと思っております。

以上です。

○中川委員 分かりました。ありがとうございます。

○原座長代理 平本さん、お願いします。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 提案ありがとうございました。

今回の提案は、3D地図が大きく取り上げられているわけですが、明確に説明の中で、ドローンとか、福祉インテリジェントサービスは3D地図との連動と書いてあるのですが、例えば視覚障害者歩行支援とか、自律走行用ロボットとか、福祉インテリジェントという、福祉の3点セットというか、三つのサービスがデータ連携基盤を使って、オプトインか何かでポジションが分かったら、そこにサービスを提供しに行くとか、複合的なサービスができるようになる気がするのですけれども、3Dマップとデータの連携基盤を使ったサービスイメージなどは、どんなイメージを持っているか教えていただければ幸いです。

○渡辺課長 お答えします。まず3D地図に関しましては、今、いろんなレベルものにゼンリンで取り組んでおられまして、例えばショッピングセンターの中になりますと、レベル4になるのですが、あるいは自動運転に使えるような精度になるとレベル3のもの、今、ゼンリンがつくっているものはレベル1、あるいはレベル2という形で、そういったレベル感の3D地図になります。これをドローンとか、あるいは宅配ロボットの配達前のルート設定に使っていこうと思っております。

視覚障害者歩行支援に関しましては、現状、3Dマップまでは必要なくて、2Dのマップでナビゲーション、あるいはルート設定をしようと思っております。ショッピングセンター内についてはGPSが効きませんので、ここは3Dマップを改めて作りまして、ショッピングセンター内の位置情報を確認しながらナビゲーションしよう、今、考えております。現状は歩行支援というところで止まっているのですが、将来的には商業分野のサービスとの連携も考えられるとは思っております。現状は歩行支援のところは動いております。

以上でございます。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

○原座長代理 落合さん、お願いいたします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

私からは、幾つか伺わせていただきたいと思います。

一つ目は、先ほどの自動走行ロボットについてですけれども、現在、政府でも規制改革としてこの部分が進められているところがあると思っております。その意味では、今回いただいている提案の内容は、これまでに議論されているものと関係で、どういう位置づけになるとお考えになられているかということをお教えいただければと思いました。

2点目ですが、ドローンも御提案の中に入れていただいていると思うのですが、目視外飛行の点については、航空法の改正がされているところがありますので、これとの関係でどういう御提案の内容になっているのかを伺えないでしょうか。もしかすると、人口集中区域でもあるので、例えば所有権とか、そういうものの関係でもおっしゃりたいことがあるのかというのが二つ目です。

第3点は、P2Pの太陽光発電の自家消費によるCO<sub>2</sub>削減量の証書化をした上でのP2P取引という御提案をいただいております。この部分については、計量法の関係での利用に関する部分と、J-クレジット制度の対象範囲について見直しを求めるといふ、この二つがセットになってはじめて実施できるものということをお考えになられている、ということでしょうかということですので。

以上3点です。

○渡辺課長 お答えします。

1点目の宅配ロボットに関してなのですが、これは楽天さんに参画していただいているのですが、現状、楽天さん側の要望としては、実証フィールドとして許可を取った上でやるとおっしゃっておりますので、今回、我々の規制改革については、現時点では求めているものではありません。今、国で議論している内容に沿ってやっていく取組です。

2番目のドローンについては、企画をしている団体が、航空法の規制が残っている段階で企画をしていたのですが、今回の航空法の改正は、まち中での目視外飛行、補助員なしというところが解禁されると聞いておりますので、まさにそこが企業さんが求めていた内容になっております。

あと、ドローンを飛ばすときに、民法上の空中権みたいな考え方で、土地の所有者には了解を取ってやろうという考え方がよくあるのですが、東田の場合は、日本製鉄系の土地の所有者などにより限定されますので、ここは非常にやりやすいのではないかと考えております。

3点目のP2Pによる環境価値の取引のところでございますが、環境価値化するに当たって、J-クレジット制度、グリーン電力証書、両方使えると思っておりますが、今回の東田地区の場合には、10年ぐらいたっている太陽光で、我々あるいは住民の方も証書化できると



いう取組を知らなかったもので、J-クレジットの場合は、設置から2年以内でないと、そもそも申請ができないとなっております。なので、J-クレジットは使えないとなっております。

グリーン電力証書の場合は、年数制限はないのですが、その代わりに太陽光発電の発電量を厳密に測る必要があるということで、計量法の検定付メーターを新たにつけないといけないということで、設備投資もかかりますし、検定の義務も負ってしまいますので、そこまでは取組の足かせになると思っていまして、一方で、先ほどのJ-クレジットの場合は、パソコンによる電力メーターの数字も使えるということですので、分かりやすくいきますと、いいところ取りをしたいという形になっております。グリーン電力証書でもパソコンの数字でやらせてほしい。そういった二つの提案をしております。

以上でございます。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○原座長代理 阿曾沼さん、お願いします。

○阿曾沼委員 一つ御質問でございますが、提案書のデータ連携共通基盤構築の部分で、データのデザリング部分、底辺のインフラ部分で、今後データ保有者との間のAPI連携の要否について検討すると書いてあり、当然検討が必要だと思うのですが、その中で大きな課題だと認識されているところが何かあるかという点と、そこにおける制度改革もしくはガイドラインの設定等が必要だと思われるところがあれば、教えてください。

○原座長代理 どなたからお答えになられますか。

○渡辺課長 データ連携基盤で我々が取り組もうと思っておりますのは、まちの混雑状況とか、人あるいは交通の混雑状況とか、廃棄物の状況、電力の状況といったところをまち全体で見える化しようと思っております。データ連携基盤に入れてほしいというところは、おおむね同意はしていただいておりますが、そのほかのデータ、例えば今後、観光振興などをやっていくときに、交通系ICカードのデータとか、あるいはイオンモールが新しくできますので、WAONのデータとか、そういったところについては、おおむね協力しましょうということはいいただいているのですけれども、詳細は今からということで、今後検討と書いております。

我々がまちを見える化するところで、個人情報が必要かということ、必要ではないと思っておりますので、ここは各主体が統計加工したデータをいただいて、例えばメッシュ単位で表示するとか、そういった取組をやっていきたいと思っていまして、現時点ではAPI連携のデータやり取りのところで、規制改革をという思いは持っておりません。

以上でございます。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○原座長代理 あと、どなたかございますか。

私からもう一点、すみません。先ほどの中川さんのスマートごみ収集のところで追加なのですが、私、この分野での規制改革提案はあまり伺ったことがなくて、よく分かってい

なかったのですが、現場立会というのは、實際上どれぐらいの負担になっていて、この提案によってどれぐらい解消するのかというイメージがよく分かっていないものですから、補足的に教えていただけることがあれば、お願いします。

○渡辺課長 ショッピングセンター等のごみ集積所に一般廃棄物だったり、産業廃棄物を取りに収集運搬業者が行くのですが、そのときに事務所にいる排出者側のスタッフの方は、何時頃ということで運搬会社と待ち合わせをして、そこでごみの状況を確認しながら、手元のタブレット、あるいは紙でやる場合もあるのですけれども、サインをするとか、タブレットに示された登録ボタンを押すということがございます。わざわざ事務所から現場に行って、時間で待ち合わせをしてやるということが手間になっているようで、ここがIoTになると、非常にスムーズになるのではないかとこの提案でございます。

○原座長代理 時間的にどれぐらい、御担当の方の手間がかかっているものなのですか。

○渡辺課長 ごみの量にもよるとは思うのですが、ショッピングセンターは梱包系のプラがたくさん出ますので、それを積む時間帯、5分、10分ぐらいだとは思いますが、その時間帯は現場立会して、最後に確認で、計量のメーターを見ながら、今日は何キロ積んだということを確認して、ボタンを押すという作業をやっているようです。5分、10分ぐらいのイメージです。

○原座長代理 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

○大庭局長 今のことで、補足させていただいてよろしいでしょうか。

○原座長代理 お願いします。

○大庭局長 現場立会する時間というのは、その程度になるのですけれども、東田地区に今あるイオンのショッピングモール自体も非常に巨大な施設で、歩くと端から端までが15分から20分ぐらいかかるような巨大なものです。来年開設する予定のアウトレットモールもさらに大きな面積の施設になってまいります。御承知のとおり、ごみの集積所というのは、来館者の目につかない一番端のほうにありますので、そこまで移動すること自体が、事務所を空けることにもなりますし、かなり負担があるということだと思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

よろしければ、これで北九州市さんのヒアリングを終わります。大変ありがとうございました。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 すみません。せっかく時間があるようなので、1点だけよろしいでしょうか。

○原座長代理 お願いします。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 データのプラットフォームが未定ということで、三つ候補があるということなのですけれども、選定するに当たっての北九州市さんの基準というか、こういう観点のプラットフォームを使いたいとか、例えば既存のパッケージを組み

合わせる形でいきたいとか、もっとカスタマイズをかけたいとか、そういう選定の観点があると思うのですが、そこら辺の選定の観点を教えていただければありがたいです。

○小濱係長 お答えいたします。本市が選定している事業者は、NTTとか、NECがございませけれども、基本的にパッケージソフト、システムを売っておりまして、我々としても、これまでシステム再構築などをやってきた経験がございませが、フルスクラッチとか、カスタマイズをかなりかけてしまつて、そうするとシステムには大きな変更があつて、安全性が危惧されますので、やはり実績のあるパッケージを必要な範囲で本市用にカスタマイズして運用していきたい、そういう基準で調達を考えております。

以上でございます。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

○原座長代理 よろしいですか。

よろしければ、これで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。